

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

法令名	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	根拠条項	資料番号	12	担当課	健康増進課
			第29条第1項	不利益処分の種類	物件に係る措置	
<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年10月2日 法律第114号)</p> <p>第29条第1項 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症又は三類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件について、その所持者に対し、当該物件の移動を制限し、若しくは禁止し、消毒、廃棄その他当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年12月28日 厚生省令第99号)</p> <p>第16条 法第二十九条第一項及び第二項に規定する物件の移動の制限及び禁止、消毒、廃棄その他必要な措置(以下この条及び第十九条において「物件措置」という。)は、次に掲げる基準に従い行うものとする。</p> <p>一 対象とする物件の状況、感染症の病原体の性質、次に掲げる措置の基準その他の事情を勘案し、当該物件措置の目的を十分に達成できるような方法により行うこと。</p> <p>イ 消毒にあつては、消毒薬、熱水消毒、煮沸消毒等により行うこと。</p> <p>ロ 廃棄にあつては、消毒、八に規定する滅菌その他の感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な処理をした後に行うこと。</p> <p>ハ 物件措置としての滅菌(次号において「滅菌」という。)にあつては、高圧蒸気滅菌、乾熱滅菌、火炎滅菌、化学滅菌、ろ過滅菌等により行うこと。</p> <p>二 消毒及び滅菌にあつては、消毒又は滅菌を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意すること。</p>						